

## 非稼働病棟を有する医療機関の対応について

### 1 これまでの取組

#### (1) 平成 30 年度第 1 回委員会

非稼働病棟を有する医療機関に対する対応方針について決定した。

##### <対応方針>

非稼働病棟を有する医療機関に対し、「病棟を稼働していない理由」、「再稼働の予定」について調査を行う。(平成 30 年 10 月実施)

##### ヒアリング対象医療機関

回復期機能で再稼働予定の医療機関以外に出席、説明を求める。

- 条件 1 調査において「病棟を稼働していない理由」及び「再稼働の予定」が未記入又は不明の医療機関
- 条件 2 過剰な医療機能（高度急性期・急性期・慢性期）で再稼働予定の医療機関

#### (2) 平成 30 年度第 2 回委員会、令和元年度第 1 回委員会

平成 30 年 10 月実施の調査において、当構想区域の結果は以下のとおりであった。  
公立・公的病院 → 民間病院 → 有床診療所の順にヒアリングを実施した。

	公立・公的病院	民間病院	有床診療所
条件 1 「病棟を稼働していない理由」及び 「再稼働の予定」が未記入又は不明 の医療機関	0 施設	0 施設	2 施設  ヒアリング済
条件 2 過剰な医療機能（高度急性期・急性 期・慢性期）で再稼働予定の医療機 関	3 施設  ヒアリング済	3 施設 (うち 1 施設再稼働済) ヒアリング済	7 施設  ヒアリング未実施

### 2 当構想区域における今後の方針（案）

- ・ 令和元年初の調査において、非稼働病棟を有する医療機関を改めて把握し、①地域医療構想の趣旨や当委員会の取組内容を伝達し、②非稼働病棟の再稼働が見込まれる場合は速やかに医療計画課へ連絡するよう依頼する。
- ・ ヒアリング未実施の 7 施設（条件 2 に該当する有床診療所）については、令和元年初の調査において、現在の状況等を書面で確認の上、次回の委員会で結果を提示する。